

岩手県告示第366号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町
- 2 基本測量を実施する期間 平成23年5月12日から平成24年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（災害復興計画基図作成に伴う空中写真撮影及び現地画像基準点測量）